

「水晶の夜」のチェンバレン宥和政策への影響

関 静 雄

目 次

はじめに

第1章 水晶の夜

第1節 在仏ドイツ大使館員暗殺未遂事件

第2節 ヒトラーのミュンヘン演説①：対独強硬派チャーチルらへの攻撃

第3節 ヒトラーのミュンヘン演説②：旧ドイツ植民地返還要求

第4節 11月9日深夜からのポグロム①：ゲッベルスとヒトラーの密話

第5節 11月9日深夜からのポグロム②：大破壊とその苛酷な事後処理

第2章 アメリカへの影響

第1節 アメリカ世論の反応

第2節 アメリカ政府の対応

第3節 アメリカの対独悪感情の永続化

第3章 チェンバレン対独宥和政策への影響

第1節 イギリス世論の反応

第2節 ハリファックスの政策提言

第3節 ポスト・ミュンヘン外交の部分的変更

第4節 ヒトラーの植民地返還要求へのチェンバレンの対応

第5節 軍拡政策に関するチェンバレンとハリファックスの違い

第4章 チェンバレン対伊宥和政策への影響

第1節 水晶の夜以前の英伊関係の概観①：英伊協定の成立

第2節 水晶の夜以前の英伊関係の概観②：英伊協定発効手続きの開始

第3節 水晶の夜以前の英伊関係の概観③：英伊協定発効をめぐる英下院論争

第4節 対伊宥和政策の狙い①：対独抑止的側面

第5節 対伊宥和政策の狙い②：対独宥和的側面

「むすび」に代えて：チェンバレンとムッソリーニ

はじめに

「水晶の夜にミュンヘンの歓喜は消えた。……しかし、宥和政策を完全に破壊したのは、1939年3月15日のチェコスロヴァキアの壊滅であった。」(ロイ・ダグラス)¹⁾

「私はドイツ人のユダヤ人に対する振舞に身の毛がよだつ思いをしている。」(水晶の夜について、1938年11月13日、ネヴィル・チェンバレン)²⁾

「俺がナチスの立場であつたらもっとやっていたらろう。」(水晶の夜について、1938年11月12日、ベニート・ムッソリーニ)³⁾

1938年11月9日深夜から10日早朝にかけての「水晶の夜」が本論の主題でないことは言うまでもない。主題は水晶の夜の影響を受けた「チェンバレン宥和政策」の方である。この主題に与えた水晶の夜の影響の性質と程度を知るには、水晶の夜がどのような事件であったのか、少なくともその概要だけはおさえておく必要がある。よって、その概要を第1章第1節の「在仏ドイツ大使館員暗殺未遂事件」と第4節・第5節の「11月9日深夜からのポグロム」で叙述した。

水晶の夜は直接イギリスの世論とチェンバレンの外交政策に影響を与えただけでなく、アメリカの世論とアメリカ政府の外交政策にも大きな影響を与えた。その結果、水晶の夜は、イギリスの「潜在的同盟国」たるアメリカ経由で、間接的にチェンバレンの対独宥和政策に影響を与えずにおこななかった。よって、その意味合いの重要性に鑑み、第2章において水晶の夜の「アメリカへの影響」を考察した。

チェンバレンの宥和政策は、その対象国から見て二つの側面、即ち、対独的側面と対伊的側面の両面があった。この両面を重要度の点から位置づければ、対独宥和が主であり、対伊宥和が従である。この主であるチェンバレン対独宥和政策への水晶の夜の衝撃度を精確に測るには、水晶の夜以前のポスト・ミュ

ンヘン期のヒトラーの対英態度の変化を、その要所だけでもおさえておく必要がある。よって、第1章の第2節と第3節において、水晶の夜の前日に行われた、反英的な「ヒトラーのミュンヘン演説」の要旨を紹介した。

第1章の「水晶の夜」と第2章の「アメリカへの影響」は、いわば導入部である。主題の「チェンバレン宥和政策への影響」は第3章から始まる。第3章ではチェンバレン宥和政策の対独・対伊両面のうちの主たる部分、即ち「対独宥和政策」への影響を扱い、第4章では従たる「対伊宥和政策」への影響を扱う。

イギリス世論の対独感情は、水晶の夜以前から主にヒトラーの反英的態度によって既に悪化し始めていた。その感情は水晶の夜によって最悪化する。この劇的变化に敏感に反応した外相ハリファックスは、既定の対独宥和交渉計画の棚上げを提言した。チェンバレン首相もこれをやむをえずと受け入れた。この宥和的対独直接アプローチの一旦停止の決定が、水晶の夜がチェンバレン宥和政策に与えた最も大きな影響であった。このように、第3章は、国家の重要政策が予期せぬ偶発事件によって大きな影響を受けることが多々あるという、歴史における偶然の重要性を示す一例ともなっている。

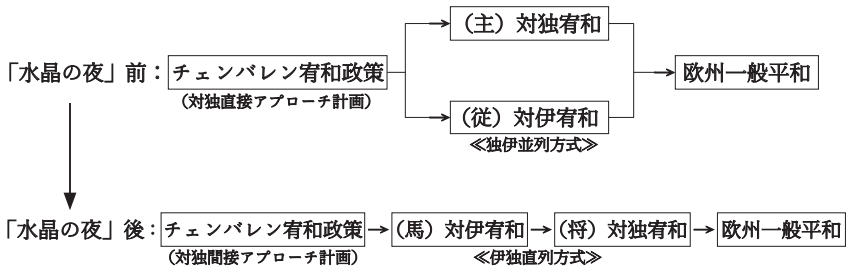
ポスト・ミュンヘン期のチェンバレンの外交構想は、ミュンヘン会談の成果を単に戦争の危機回避だけで終わらせるのではなくて、そこで成立したミュンヘン協定とチェンバレン＝ヒトラー共同宣言とを「礎石」として、その上に「上部構造」として、同時並行的に対独宥和と対伊宥和という「二つの支柱」を立て、さらにその上に英仏独伊四国欧州協調体制という欧州一般平和の「楼閣」を築こうというものであった。ところが思わぬ水晶の夜のために対独宥和計画が行き詰ると、その分、チェンバレンの欧州宥和外交構想における対伊宥和政策の重みが増した。その水晶の夜の「対伊宥和政策への影響」について具体的に論じたのが、第4章である。その骨子を示せば以下ようになる。

水晶の夜以前のポスト・ミュンヘン期のチェンバレン対伊宥和政策は、対独宥和政策と違って、順調に進んでいた。ミュンヘン会談よりも半年近くも前の1938年4月16日に調印されていた、「イースター協定」とも呼ばれた英伊協定は、水晶の夜の1週間前の11月2日には、イギリス議会の承認が得られ、11月16日に発効することが決まった。そこでチェンバレンは、水晶の夜後の危うさを増した欧州平和を、この英伊協定の発効をバネに対伊宥和をさらに促

進することによって、何とか立て直し、前進させようとした。具体的には、チェンバレン首相自ら1939年1月にローマに赴き、そこでの英伊首脳会談を通じて、自身とムッソリーニとの間に親密な個人的信頼関係を築こうとした。

この水晶の夜後のチェンバレン対伊宥和政策には、独伊枢軸の弱体化を図った対独抑止的な狙い（第4節）と、ムッソリーニを経由してヒトラーへという対独宥和的な狙い（第5節）という二重の狙いがあった。即ち、チェンバレンは、「将」のヒトラーを直接射止めることができなくなった今、まず「馬」のムッソリーニを射止めんと目論んだのである⁴⁾。

(参考図)



「結び」に代えて」では、英伊協定発効に託した、チェンバレンとムッソリーニ夫々の希望が、同床異夢であったことを指摘した。特に、チェンバレンが水晶の夜後に描いた、対伊宥和から対独抑止と対独宥和へ、さらにそこから欧州一般平和へという<<伊独直列方式>>による欧州平和構想が、砂上の楼閣であったことを指摘した。そして、そうであった主な原因として、チェンバレンが、ヒトラーを「約束を守る、信頼できる男」と見誤っただけでなく、ムッソリーニについても「ヒトラーに影響力を持った頼れる男」とその人物判断を誤ったことを挙げ、加えて、この二重の誤断が、チェンバレン宥和政策が空回りした原因の一つであったことを指摘した。

以上が本論の全体像のごく簡単な素描である。この素描に細部を描き加えて色付けした以下の本文を読み進まれる際に、この「はじめに」が読者の導きの糸になれば筆者にとって幸いである。

第1章 水晶の夜

第1節 在仏ドイツ大使館員暗殺未遂事件

1938年11月7日午前9時半ころ、パリのドイツ大使館を一人の若者が訪問した。若者は、応接に出た29歳の大使館書記官エルンスト・フォム・ラートを拳銃で撃った。弾丸は胸骨と腹部に命中、暴漢は駆けつけた館員にその場で取り押さえられ、大使館前の詰所にいた警官に引き渡された。重傷を負った書記官は病院に急搬送され手術を受けた。犯人はドイツを出国してフランスに不法滞在していたポーランド系ユダヤ人ヘルシェル・グリーンシュパンという17歳の青年であった⁵⁾。

以前、彼が両親と住んでいたドイツでは、10月末に政府は、それまで長年にわたってドイツに定住していたポーランド系ユダヤ人約1万2千人をポーランドへ強制送還していた。その中には犯人グリーンシュパンの両親も含まれていた。彼は、その犯行動機を、このようなドイツ政府による在独ユダヤ人に対する非人道的な措置に憤激したからだと供述した。

この供述が新聞記事となったので、犯行直後から長年にわたって、グリーンシュパンの犯行動機は「政治的なもの」として扱われて来た。しかし、H-J・デッシャーが自身の手で発掘した史料を駆使して1988年に世に問うた著書『水晶の夜』によって、全く予想外の犯行動機が明らかにされた。デッシャーは、複数人の証言史料などから、グリーンシュパンの犯行動機は彼とラート書記官の同性愛関係の綻れがらみであったと確信して、「あらゆる証言を総決算してみると、暗殺の根底には政治的な動機というよりも個人的な動機がひそんでいるように思われる」と結論づけたのであった⁶⁾。

この事実、即ち、この狙撃されたナチ・ドイツのエリート外交官がナチスの忌み嫌うところの同性愛者であり、しかもその相手の男娼が犯人のユダヤ人その人であったという事実を、アドルフ・ヒトラー首相兼総統やヨアヒム・フォン・リッベントロップ外相やパウル・ヨーゼフ・ゲッベルス宣伝相が知ったのは、1942年になってからのことであった⁷⁾。だからドイツの新聞も、当然、このことは全く知らなかった。そのため、犯行があった翌日、各紙がラート暗殺未遂事件についてのセンセーショナルな記事の中で、犯行動機として一致して書

きたてたのは、偏向的に誇大化された「政治的動機」であった。即ち、新聞は、この一ユダヤ人の犯行を、「国際ユダヤ・プロパガンダの地下活動」の結果だと決めつけ、この関連づけから、在独ユダヤ人全体への最も厳しい報復を要求していた。この明らかに政府と党の指令を受けた新聞による政治的意図を含んだ煽動的な呼び掛けに応じて、ドイツ各地で、上層部の正式指令がまだ出ないうちから、早くも反ユダヤ・デモが始まった⁸⁾。

この日、ヘッセン州でも反ユダヤ・デモが起こった。これを知ったゲッベルスの日記には、「これで国民の怒りが今解き放たれさえすればいいのだが」という不吉な願望が記されていた⁹⁾。また、ナチ親衛隊(SS)全国指導者・全ドイツ秘密警察(ゲシュタポ)長官ハインリヒ・ヒムラーが、この日SS幹部たちに行った演説にも、次のような不吉な意思表示が含まれていた。

「ドイツではユダヤ人は長く踏み止まることはできない。これは数年の問題だ。我々は前例にないほど情け容赦なく益々多くのユダヤ人を追放するであろう。」¹⁰⁾

第2節 ヒトラーのミュンヘン演説①：対独強硬派チャーチルらへの攻撃

ラート狙撃事件の報道を合図にドイツ各地で反ユダヤ・デモが始まった11月8日という日は、ヒトラーとナチ党にとって特別の日であった。即ち15年前のこの日は、彼らがミュンヘンの大ビアホール「ビュルガーブロイケラー」でクーデター計画の実行に着手した日、いわゆる「ミュンヘン一揆」を起した日であった。一揆は次の日の9日に国防軍と州警察の手によって鎮圧され失敗に終わったが、ヒトラーは、1933年に政権を奪取してからも、この11月8日と9日の両日を党の記念日として、毎年ミュンヘンで記念集会を開いて来た。1938年も例年通り、11月8日に「ビュルガーブロイケラー」に集まった古参のナチ党員の前で、ヒトラーは記念演説を行った¹¹⁾。この演説で注目すべき点は二つあった。一つはそれが極めて反英的であったことであり、他は旧植民地返還問題に触れていたことである。

実は、彼がミュンヘン会談後に反英的な演説を試みたのは、この時が初めてではない。これより一月ほど前、即ち、ミュンヘン会談からまだ10日も経っていない10月9日に、早くもザールブリュッケンで彼はすでに激しい反英的

演説の火蓋を切っていた。11月8日のミュンヘン演説の反英的な部分は、その内容も激しさもザールブリュッケン演説¹²⁾の繰返しであった。即ち、その趣旨が、チェンバレンの対独有和政策とミュンヘン協定の両方に批判的なウィンストン・チャーチルやアンソニー・イーデンやアルフレッド・ダフ・クーパーを名指しにして、イギリスの政治家よ、ドイツのすることに「女教師」のような余計なお節介をするな、それがとりもなおさず平和のためなのだという点において同じであった。この点を、ミュンヘン演説では、彼は次のように表現している。

「私は、イギリスの国会議員に私に対してあせよ、こうせよなどと言わせはしない！ある者たちが最近私のところにやって来て、『いや、自分たちは独裁体制は破壊するつもりだが、ドイツ民族やイタリア民族を破壊するつもりはない』などと言った。……もしだれかがドイツ民族を今のこの体制から解放してやりたいと言うのなら、私は彼にこう言ってやる、『ドイツ民族のことは君とは無関係だ。もしドイツ民族のことに関与する者が一人いるとすれば、いいかね、親愛なるイギリス紳士君、それはこの私だ』と。」

このように彼は、イギリスの政治家たちは、まるで「学校の教師」のように、内政に関してはドイツの独裁体制（ナチ・レジーム）を批判し、また外交に関してもドイツの勢力範囲たるべき中・東欧へ介入するなど、ドイツに対して余計な指図をして来る、と憤慨して、その代表的な政治家として保守党のチャーチルとイーデンとダフ・クーパーの名を挙げ、また名指しはしなかったが、「野党の指導者」という言い方をして暗に労働党のクレメント・アトリーやアーサー・グリーンウッドあたりをも非難した。ここでは彼がチャーチルとイーデンの名を挙げた個所だけを引用して置く。

「イギリス議会の紳士たちは大英帝国のことについては精通しているかもしれないが、中欧については何も知らないのだ！……私はこのことを何も批判して言っているのではない。というのは、私自身は他民族の擁護者というよりもドイツ民族の擁護者にすぎないからだ。この点が私とチャーチル氏やイーデン氏と違う所だ、彼らは自分自身を全世界の擁護者と見なしているのだ。私は単なる我が民族の擁護者なのだ！」

第3節 ヒトラーのミュンヘン演説②：旧ドイツ植民地返還要求

ヒトラーのミュンヘン演説の第二の特徴、即ち旧ドイツ植民地問題については、ザールブリュッケン演説では全く触れられていなかった。そこでは、彼は、イギリスには「女教師のような内政干渉は止めよ」という警告的要求以外、「いかなる要求も提起しない」と言っていた。しかしこの日は一転して、ミュンヘン後では初めて、ドイツの対英仏要求の主要なものとして植民地返還を前面に押し出した。

「これまでに我々は一度ならず英仏にはっきりとさせてきたことだが、我々が両国から求めるものは、我々から不当に取り上げられた植民地の返還、それだけだ。私がいつも主張して来たように、我々は、言うまでもなく、たかがこれしきのことです戦争はしない。これは、戦争の問題というより、むしろ正義の問題なのだ。」

こう言いながらも、ドイツの要求が交渉で入れられる見込みがなければ戦争だ、と暗示して脅すのが、ヒトラーの常套の交渉術だが、この時も、こう言っている。

「現在のドイツは交渉によってその権利を獲得することを拒みはしないが、しかし他の国々がいつまでも交渉という手段によって我々に我々の権利を与えることを拒み続けるならば、その時には、我々が我々の権利を獲得するために他の手段に訴えることになったとしても、それは驚くに値しなからう。」(下点は関が付加)

この交渉による旧ドイツ植民地返還という、ヒトラーの要求に対して、チェンバレンがどう対応するかが、彼としては、ポスト・ミュンヘン期の彼の対宥和政策の推進のためには、何らかの前向きな対応をしたいところであっただろう。しかし、この対応法にもラート事件が誘発することになる「水晶の夜」が決定的な影響を与えることになる。

これについての詳細は後述することにして、ここでまたラート事件に戻ると、ミュンヘン演説でヒトラーは事件について全く触れなかったが、この日彼は、パリで入院中のラートのために、彼自身の侍医と外科医を派遣して救命に当らせた。

第4節 11月9日深夜からのポグロム①：ゲッベルスとヒトラーの密話

11月9日は、1923年のミュンヘン一揆が失敗した日にあたる。1938年のその日の午後4時30分、パリで入院中であったドイツ人ラート大使館書記官は、ユダヤ人グリューンシュパンが放った弾丸による傷がもとで死亡した。このラート死去の報が夜のミュンヘンに入ると、「うまくいった」と言って、即座に反応を示したのは、ナチ政権内でも最も急進的な反ユダヤ主義者の一人、ゲッベルス宣伝相であった。

ポグロム（ユダヤ人迫害）決行の絶好の機会が到来したと直感した彼は、この後ミュンヘン一揆記念晩餐会の開かれる会場「市役所ホール」に向かい、そこで興奮した表情でヒトラーと何かひそひそと話し合った。その後すぐヒトラーがいつもより早く退席した後、夜10時、ゲッベルスは、参会者たちにラートの死を告げ、ユダヤ人に対して報復せよと熱弁を振って、彼らから嵐のような大喝采を受けた。そしてその後、党と警察に対して、「反ユダヤの『自然発生的デモ』を起せ」という指令を出した。皮肉な話だが、ユダヤ人迫害に利用されたラート書記官は、実は、反ナチ思想の持主としてゲシュタポから尾行されていた。しかし宣伝相は、そのようなことはお構いなしに、反ユダヤ煽動のためには利用できるものは何でも利用しようとしたのである。

会場で交わされたヒトラーとゲッベルスの間の密話の内容は、この日のゲッベルスの日記に書き留められている。

「私はこの件につき総統に説明した。総統は、このデモを続けよ、警官を引揚げよ、今度こそユダヤ人に国民の怒りを感じさせなければならぬ、と決断された。仰せの通りだ。」¹³⁾

こうして11月9日から10日の深夜に、これまでもナチ体制下であったユダヤ人迫害行為とは規模も性格も異なる、大々的な反ユダヤ「官製デモ」がドイツの各地で組織された。

ゲッベルスはこの日の日記を、「今や国民は行動するであろう」という確信に満ちた言葉で締めくくった¹⁴⁾。

第5節 11月9日深夜からのポグロム②：大破壊とその苛酷な事後処理

こうしてヒトラーの承認を得たゲッベルスの指揮の下で、10日の午前1時過ぎから本格的な「破壊とテロの狂乱」が始まり、大破壊はその日の夜まで続いた。燃やされたシナゴグ（ユダヤ教会堂）はドイツ全国にあったほとんどすべての堂とされる約200、破壊・掠奪されたユダヤ人経営の商店・事務所は約2万、そして無数のユダヤ人の家屋が破壊され、100人近くの人が殺害され、2万人が逮捕され強制収用所に送られた。

この醜悪なポグロムの夜は、「水晶の夜（クリスタルナハト）」という美しい名で呼ばれた。その名の由来は、割られて路上に飛び散ったショーウィンドーや窓ガラスの破片が、月あかりできらきら光ったからだという。ジョン・ウィツが言うように、まさに「ひどいブラックユーモア」、「醜悪なジョーク」である¹⁵⁾。この壊されたガラスだけでも損害額は500万ライヒスマルクにのぼったが、その修復代は、事後法によって破壊者のドイツ人ではなく被害者のユダヤ人自身に負担させ、ドイツの保険会社の損にならないように保険適用外とした¹⁶⁾。11月12日に発表されたその政令によると、今回の騒擾はラート暗殺に対するドイツ民族の正当な憤激の表現であるから、これから生じた損害はユダヤ人自身が負担すべきだ、とされたのである。

その上に、この緊急政令は、ラート暗殺についてはドイツ国内に居住するユダヤ人全体の「罪」でもあるという見地から、国内のユダヤ人社会に対して10億ライヒスマルクもの贖罪のための「罰金」を課した。この「課徴金」を提案したヘルマン・ゲーリング四ヵ年計画長官は、その際、会議の席で「私はドイツにおいてユダヤ人ではいたくないものだ」と悪すぎる冗談を飛ばした¹⁷⁾。このような苛酷な「法的」措置は、水晶の夜より前から進められていた「経済のアーリア人化」の一環であった。

第2章 アメリカへの影響

第1節 アメリカ世論の反応

水晶の夜は、外国の新聞によって詳細に報じられ、文字通り世界を震撼させた。11月11日のスイスのある新聞は、このポグロムを「下劣きわまりない本能の跳梁」「最悪のテロ行為」という大見出しを付けて報じた¹⁸⁾。諸外国の中でもこの蛮行に最も強い反発を示したのは、アメリカの世論であった。このアメリカの世論を、駐米ドイツ大使ハンス・ハインリッヒ・ディークホーフは、11月14日、「荒れ狂っているハリケーン」に譬え、以下その意味合いを、リッベントロップ外相に次のように報告している。即ち、確かにこれまでも、多くのアメリカ紙による長期反独キャンペーンによって、アメリカ国民の間に反独感情は高まっていたが、それでもまだ、ドイツに同情的だった人たちもある程度は存在した。しかし今や状況は一変した。今では、ドイツに同情的だった反共的な考えを持った人たちも、あるいは反ユダヤ主義の人たちでさえも、ドイツから離れ始めており、公の場で痛烈な対独非難を行うようになってしまっている。「世論として表現されているものはいかなるものも、例外なくドイツに対して激しい怒りと敵意を示している。……このような憎悪に満ちた雰囲気の中で、独貨排斥という考えが新たに勢いづいており、今の状態では貿易交渉など考えられない」と¹⁹⁾。

水晶の夜の野蛮な行為に対するアメリカ人のこのような怒りの火に油を注いでいたのは、11月11日の外人記者会見で、前々夜の蛮行の火付け役であったゲッベルス宣伝相がぬけぬけと、「最近の反ユダヤ・デモは自然発生的なものだ」と説明したことであった。一国の大臣による公式声明としての、この見え透いた嘘に対して、アメリカ國務省の次官補ジョージ・ストラウサー・メッサースミスはコーデル・ハル國務長官への建言書の中で、次のように怒りを露わにしている。

「ゲッベルスの人を馬鹿にしたような声明は、ドイツ以外のほとんどすべての人たちの知性に対する侮辱であり、その人たちの品性についての感情を逆なでにするものだ。」²⁰⁾

このように水晶の夜がアメリカで惹起した反応は、反独感情の激化にとどま

らず、イギリスの対独宥和政策への反感をも引き起こした。11月15日、ハリファックス外相に会いに来たジョーゼフ・ケネディ駐英アメリカ大使は、次のように言った。

「ドイツのユダヤ人政策がアメリカで引き起こした結果は、『宥和』に反対する激しい反応です。アメリカの世論は明らかにこれまでよりもイギリスに同情的でなくなりました。」²¹⁾

対独宥和政策がアメリカ人の対英感情を損なうおそれがあるとすれば、それはハリファックスのみならず、明らかにチェンバレンにとっても実に由々しきことである。それ故に、このアメリカ大使の言は、イギリスの宥和政策の最高責任者たる両大臣としては、重大な警告と受け止めねばならなかった。

第2節 アメリカ政府の対応

このような対独感情に関するアメリカ世論の、水晶の夜の衝撃によって生じた劇変は、否応なくアメリカ政府の対応を迫った。その対応原案を作成し、これを11月14日にハル國務長官に提出したのが、メッサースミス次官補であった。前節で引用した彼のゲッベルス非難はこの原案中の一節である。次官補はこの建言書で、水晶の夜を、アメリカ政府としては到底看過できない、ドイツ政府による「冷血」な「狂的行為」だと、ドイツ政府を厳しく弾劾した。そして、今すぐアメリカ政府は世論に応える行動をとらなければならないと、次官補は次のような強い勧告を発した。

「私は、我々が単なる非難を越えた行動をとる必要のある時が来たと信じています。この数日の間にドイツで起こったことに直面して、なお我々が何等かの行動をとらなければ、我々はこの国の世論に遥かに遅れを取ることになります、これは私の確信するところです。」

そして彼が政府に勧めた、とるべき具体的な行動とは、ヒュー・ウィルソン駐独大使を「協議のため」直ちに本国に召還することであった。この対応について、彼は、次のように、それが新聞と国民から熱烈な支持を博することは間違いないと請け合った。

「プレスはほとんどすべて一致してそのよう行為を支持するでしょう。……またそれはほぼ全国津々浦々で熱烈に歓迎されるでしょう。さらに私

の見る所では、国民はこの種の行為を待ち望んでいます。もし我々がそうしなければ、はっきりとした失望を招き、我々の全体的な立場と政策において支障を来すことになると思います。」²²⁾

このメッセアスミス次官補の建言を、ハル長官は他の補佐官たちと協議した。その結果、「言葉はヒトラーと彼の側近たちには効果がないようだ。彼らが感知するのは行為だけだ」ということになり、ハルからフランクリン・D・ルーズヴェルト大統領に、ウィルソン大使召還を進言することになった。

同時に国務省は大使召還に関して、大統領がプレスに対して行う声明案を用意したが、いつものように大統領はこの声明案をより調子の高いものに修正して、15日にこれを発表した。下の引用文に付された下線部は、「世論の国・アメリカ」の大統領自身が国務省案に付け加えた部分である。

「ここ数日の間にドイツから入って来たニュースは、アメリカの世論に深甚なる衝撃を与えました。このようなニュースは、世界のいかなるところから入って来ても、全国津々浦々でアメリカ国民の間に同様の深刻な反応を惹起するものと思います。私自身、このようなことが20世紀の文明の中で起こりうるとは、信じることはできませんでした。」

大統領はこのように水晶の夜に関して震駭と嫌悪の念を示して、ドイツ政府を厳しく非難した上で、ウィルソン駐独アメリカ大使に召還命令を出したことを明らかにした²³⁾。

第3節 アメリカの対独悪感情の永続化

アメリカのウィルソン大使召還に対抗して、ヒトラーも11月18日「協議のため」ディークホーフ駐米ドイツ大使を本国に召還する措置をとった。当初、米・独両政府とも、適当な時期に大使を帰任させるつもりであったが、結局、このまま両大使とも再び任地国に戻ることはなかった。なおネヴィル・ヘンダーソン駐独イギリス大使はこのとき喉頭がんの手術のために帰国中であったので、チェンバレン首相は大使召還問題に直面せずにすんだ。

このように、水晶の夜に対してアメリカ世論とアメリカ政府から激しい反発が示されたため、ドイツでは以後「国際的ユダヤ人問題」は「アメリカ」と同義に解されるようになり、また、ルーズヴェルト大統領はドイツ滅亡をもくろ

む「ユダヤ人の世界的陰謀の道具」と見なされるようになった²⁴⁾。

本国に召還されることになったディークホーフ独大使は、ワシントンから本省への最後の報告の中で、「我々は今回の衝撃を乗り越えることになることを確信しているが、しかし相当深刻な衝撃であるという事実について見誤ってはいけない」との警告を発し²⁵⁾、帰国後の外務次官宛意見書では、「ワシントンでは穏健派と過激派の対決が起こっている。この闘争の結果が独米関係の今後の行方を決める。穏健派が勝利をえれば、両国関係の正常化もありうるが、さもないと、両国関係は次第に断絶へと流されて行くであろう」と予想した²⁶⁾。以後、米独関係はディークホーフ大使の悪い方の予想に向かって進んでいった。「反独的」大統領、ルーズヴェルトは1940年に三選を果たし、1944年には四選を果たすことになる。

こうして、イギリスの「潜在的同盟国」たるアメリカにおいて水晶の夜によって惹起された永続的な対独感情の悪化と反宥和政策感情の芽生えは、チェンバレンがその対独宥和政策を進めるに当って慎重に考慮に入れなければならない重要な要素となったのである。

第3章 チェンバレン対独宥和政策への影響

第1節 イギリス世論の反応

水晶の夜よりも前から既にイギリスの世論は、ミュンヘン直後からのヒトラーの反英演説やドイツ紙の反英キャンペーンや、そしてドイツによる残部チェコスロヴァキアに対する容赦なき苛酷な扱いなどのために、チェンバレン首相の誇る「ミュンヘンの成果」に疑問を持ち始めていた。即ち、ミュンヘンでのチェンバレンとヒトラーの合意によって「我らの時代の平和」「名誉ある平和」が与えられたと思ったのは、錯覚ではなかったのだろうか、と²⁷⁾。そこに水晶の夜が起り、写真誌が叩き壊されたユダヤ人商店の写真を載せるなど、ナチスの蛮行が視覚的にも生々しく報じられた²⁸⁾。

これに加えて、イギリスの読者は、ドイツ紙が明らかに政治的意図をもってラート暗殺犯のユダヤ人と「国際ユダヤ組織」なるものとの関係づけただけでなく、この暗殺を「反独的」なイギリスの政治家たちと結びつけていることを、

知らされた。即ち、ドイツ紙は、ミュンヘン直後にヒトラーから直々に指示されていた反英煽動キャンペーンに、ラート暗殺事件を利用して、ある新聞は「人殺しのユダヤ人とその教唆者」という見出しの下にチャーチルとダフ・クーパーとアトリーの名前を挙げた²⁹⁾。

ラート暗殺事件とこれらのイギリスの政治家とを関連づけるドイツ紙の論理は、次のようなものだった。

「フォーム・ラート氏はユダヤ人によって殺害された。ユダヤ人たちはナチ体制を終わらせたいと願っている。イギリスの政治家の中にはナチ体制に敵意を示して来たものがある。それゆえに彼らはパリ殺人事件に責任がある。」³⁰⁾

事件についての、このような英紙の生々しく衝撃的な報道ぶりと、独紙の悪意に満ちた反英煽動的報道ぶりとは、イギリス世論全体に大きな影響を与えた。例えば、12月に行われた次の世論調査の数字は、水晶の夜によってイギリス国民の対独感情が極度に悪化したことを窺わせる。その調査の、「独ソ戦争となった場合、あなたはどちらに勝ってほしいですか？」という質問に対する回答結果は、「ドイツ」9%・「ソ連」61%・「無意見・無回答」30%であった。また、水晶の夜の直後と思われる11月に行われた次の世論調査は、イギリス国民の対独宥和政策への疑問が深まったことを示している。その調査の、「あなたはドイツにおけるユダヤ人迫害が英独間の相互理解への障害になると思いますか？」という質問に対する回答結果は、「はい」74%・「いいえ」16%・「無意見・無回答」11%であった³¹⁾。また、11月15日の『マンチェスター・ガーディアン』紙は、「宥和政策に必要な相手方が、必要最小限の人道上の諸原則さえも、かくも軽侮してみせるときに」、果してこの政策は可能なのだろうか、宥和政策そのものというよりも、非人道的なナチ・ドイツに対する宥和政策への本質的な疑問を呈した³²⁾。

このように既に国民の間に芽生えていた対独悪感情と、「ミュンヘン」と宥和政策への疑念とは、連動しながら、1938年11月の水晶の夜によって深刻化し、1939年3月の残部チェコスロヴァキア解体によって確信化し、永続化して行く。その結果、チェンバレンら宥和派は対独宥和推進において益々困難な立場に立たされることになって行く。水晶の夜のこの点に関して、ディークホーフ

大使に対して彼のアメリカ人の友人が、「これでミュンヘン後に続くはずであった宥和が危うくなる」と、悲観的な見方を述べたが、大使自身も、英独間の宥和の前途を、「これで独英間の協力が明らかに益々多くの障害に突き当たることになりそうだ」と憂慮していた³³⁾。

第2節 ハリファックスの政策提言

水晶の夜によって反独感情を強めたのは、保守党の反主流派や野党や世論全般だけでなかった。エドワード・ハリファックス外相のお膝元の外務省内にも、厳しい対独批判の声が上った。水晶の夜による破壊の跡をベルリンで実見したジョージ・オジルヴィー・フォーズ駐独代理大使は、「水晶の夜」を「中世の蛮行」と批判して、「近代文明が人間性を変えなかったことは確かだ」と慨嘆した³⁴⁾。外相付秘書官のオリヴァー・ハーヴェイは、このポグロムを、自分たちイギリス人がドイツにおいて対峙している「犯罪的体制」の本質の表れとしてとらえた³⁵⁾。

このようにイギリス社会全体の、水晶の夜から受けた大きな衝撃と、それによって引き起こされたその対独感情の悪化とは、当然、ポスト・ミュンヘン期の対独宥和政策推進を主導する立場にあったチェンバレン首相とハリファックス外相にも大きな影響を与えた。チェンバレンは、あからさまに「中世の蛮行」とは言わなかったものの、妹宛の手紙で、「私はドイツ人のユダヤ人に対する振舞に身の毛がよだつ思いをしている」と嫌悪の情を示し、また、単刀直入に「犯罪的体制」とは言わなかったものの、「英独関係にはどこかにこれを改善しようとするあらゆる努力を常に妨げる幾分致命的なものが存在するように思える」と、対独宥和政策とナチ体制の間に調和し難い何かが存在するのではないかというような、彼にしては珍しくやや悲観的感想を漏らしていた³⁶⁾。

水晶の夜に対するハリファックス外相の批判は、首相のそれよりも確信的であった。従って、その対独政策提言は、より強硬なものであった。11月14日に開かれた内閣外交政策委員会において、彼は、ミュンヘン後のヒトラーやリッベントロップたちの対英観について、信頼できる秘密情報源から最近入手した情報に基づいて、「彼らは我々が足蹴にされても何の抵抗もできないデカダンの意気地なしだと思い込んでいる」と述べ、また、水晶の夜については、これ

はドイツを支配する「狂人たち」の蛮行だという見方を示した。このような対独観に基づいて彼は、イギリス政府の喫緊の外交課題は、ドイツ人がイギリス人に対して抱いている「この誤った印象を正すこと」であると言い、その具体的措置としては、「我々はこれまで英独対話の再開を企図してきたが、遺憾ながら現状の下ではこれを再開しても何の役にも立たないと思う」と、ミュンヘン後の宥和政策推進のために企図されていた対独アプローチ計画の停止を勧めた³⁷⁾。

第3節 ポスト・ミュンヘン外交の部分的変更

11月14日の外交政策委員会でのハリファックス外相の情勢報告と政策提言を、その場でチェンバレン首相も聴いていた。彼がこれにどう対応したか、これを見る前に彼のポスト・ミュンヘン期の外交構想の大枠を見ておく必要がある。彼は、水晶の夜が起こる一週間ほど前の11月1日の下院で、9月30日にミュンヘンで彼とヒトラーが署名した共同宣言（チェンバレン＝ヒトラー共同宣言³⁸⁾）について、次のような見解を開陳している。

「私自身は、この宣言が適切にフォローアップされれば、そこには欧州平和の新時代のチャンスが存在すると感じています。」

さらに彼は、次の日の下院で、前日のこの「フォローアップ発言」に触れて、ここでは次のように表現している。

「私は、この宣言が適切にフォローアップされれば、それが最終的には欧州における信頼と平和の新時代へと発育する種子を含んでいることが証明されることになるという、そのような可能性が十分にあると考えています。」³⁹⁾

彼のこのような発言からも分るように、ポスト・ミュンヘン期の彼の外交構想は、ミュンヘンの成果としてのミュンヘン協定とチェンバレン＝ヒトラー宣言を新たな出発点として、そこから旧ドイツ植民地問題や、貿易・資源・通貨という経済問題や、さらには軍縮・協商という政治問題まで、英独間になお残存している諸懸案のすべてを解決するための英独和解交渉を経て、さらにそこから英仏独伊四国欧州協調体制による恒久的な欧州一般平和の樹立という最終目標に到達しようとするものであった。

14日の内閣外交政策委員会でのハリファックス勸告を、この構想に照らしてみれば、それが、ポスト・ミュンヘン期のイギリスの外交路線を、チェンバレン首相主導の「ミュンヘン・フォローアップ路線」からハリファックス外相発案の「対独和解交渉棚上げ路線」へ変更せよという意味を有していたことが分ろう。

ミュンヘン会談後わずか1カ月半で、自己の基本政策にこのような意味をもつ変更を加えることには、チェンバレンとしては内心抵抗感があったであろう。しかし、水晶の夜による内外の対独感情の劇的な悪化を前に、イギリス政府がまるで水晶の夜がなかったかのようにナチ・ドイツに対してなおも宥和的な態度を示せば、イギリスの議会全体と世論一般からだけでなく、これまで彼の宥和政策を支えてきたハリファックスなど主要閣僚連からも、さらには海外では特にアメリカの世論と政府の両方からも、猛反発を招き、首相が内閣崩壊の危機に直面することは目に見えていた。いつもは何事にも粘り強さを発揮する「独裁者的宰相」チェンバレンだが、さすがにそんな彼も、このような内外の新情勢を考慮すれば、今回は外相から提言された「暫時対独交渉棚上げ策」を受け入れざるを得なかった。

こうして、11月14日の外交政策委員会は、「対独直接アプローチはいかなるものも当分の間見合わせることにする」との結論に達したのである⁴⁰。

第4節 ヒトラーの植民地返還要求へのチェンバレンの対応

11月8日のミュンヘン演説でヒトラーが正面から旧ドイツ植民地返還問題を取り上げたことは、先に述べた。その次の日に水晶の夜が来て、11月14日には、前節で述べたように、事件の影響を受けたイギリス内閣の外交政策委員会が対独和解交渉計画の棚上げを決めた。イギリスの下院で旧ドイツ植民地問題に関する質疑応答があったのは、その日のことであった。そこでチェンバレン首相は、この日の外交政策委員会の決定に則した政府の対応方針を明らかにした。

ある議員が、この問題を水晶の夜と関連づけて、次のような質問をした。

「首相は、ドイツ国内での最近の出来事が、ドイツにはまだまだドイツ外の住民の福祉を引き受ける適格性のないことを、十分すぎるほど明確に示

していると思われませんか?」⁴¹⁾

ちなみに、このように水晶の夜の蛮行を、ドイツが連盟の委任統治国としての適格性を欠く証拠だと、旧ドイツ植民地返還反対の大きな理由として利用したのは、イギリスの「帝國的権益」の擁護者だけでなく、フランスの帝国主義者も同様であった。その代表格のマラン派は、「この野蛮なナチ・ドイツの手にアフリカを委ねるわけにはいかない」と強調し、グラディエ首相に11月16日に植民地不割譲新宣言を発出させることに成功したのである⁴²⁾。

14日のイギリスの下院に戻ると、上に引用したような質問を含めたいくつかの質問全体に対して、チェンバレン首相は、次のように答弁をして、目下返還問題を取り上げることに消極的な姿勢を示した。

「この問題に関しましては、我が政府は、従来の方針どおり、議会での十分な審議を致さずにはいかなる決着案にも言質を与えるつもりはございません。」⁴³⁾

この二日後に開かれた閣議でチェンバレンは、下院でこう答弁した大きな理由が植民地返還にフランスが反対していることと、水晶の夜で国民の対独感情が悪化したこととにあると暗示した。

「私は、下院でのタンガニーカ等の返還についての質問に『ノー・サー』と答えました。私がこう答えた時に念頭にあったのは、この植民地問題は一般的な解決の一部としてしか話し合えるものではないということでした。勿論、そのような解決は現在の状況では不可能なことは明白です。」⁴⁴⁾

(下点は関が付加)

第5節 軍拡政策に関するチェンバレンとハリファックスの違い

このように水晶の夜の実態とその影響の大きさを見て来ると、この衝撃的なナチ・ドイツの蛮行によって、ウィリアム・シャイラーが言うように、「ミュンヘンの雰囲気は間もなく雲散した」と⁴⁵⁾、言えそうに思えてくる。しかし、事実としては、これは言い過ぎである。少なくともチェンバレン首相の頭の中から「ミュンヘンの雰囲気」は消え去ってはいなかった。

その証拠は、チェンバレンとハリファックスの間に見られた水晶の夜後のイギリスの軍備拡大に関する考え方の違いにおいても垣間見られる。イギリスが

対独戦争の瀬戸際まで行ったミュンヘン危機からの教訓として、首相も外相も、ポスト・ミュンヘン期の外交・安全保障政策はミュンヘン協定とチェンバレン＝ヒトラー共同宣言とを基礎として単に宥和政策を推進して欧州平和を目指すだけでは不十分である、危機中に露呈したイギリスの国防上の欠陥を早急に補充しなければならないと考えていた。即ち、二人は、万一の危機の再来と戦争の勃発に備えた軍備の拡大を急がなければならないことを十分に自覚していた⁴⁶⁾。私はこのイギリスのポスト・ミュンヘン政策を「宥和－軍拡両輪政策」と呼ぶ。

特にハリファックスは、この「宥和－軍拡両輪政策」中の後者の対独抑止政策的要素としての軍備拡大を、チェンバレンよりも重視していた。この二人の違いの源は、二人の「ミュンヘンの平和」の見方に発していた。チェンバレンは、10月3日の下院演説でミュンヘン協定とチェコスロヴァキアの関係について、「私には何も恥じることはありません。恥だと思ふ人たちには、^{こぶ}頭を垂れさせておきましょう」と言っているように、「ミュンヘンの平和」を「屈辱的な平和」とは思っていなかった⁴⁷⁾。

しかし、宗教心が篤く「ホーリー・ホックス（聖なる狐）」という異名を持つハリファックスは違った。彼にとっての「ミュンヘンの平和」は、イギリスの軍備不足故にやむなく、弱者である民主国家チェコスロヴァキアを犠牲に供して、強者である独裁国家ドイツから購った「屈辱的な平和」であった⁴⁸⁾。このような忸怩たる思いから彼は、ポスト・ミュンヘン期のイギリスの軍拡のスピードアップの必要性を、チェンバレン首相よりも切実に感じていた。そのため、水晶の夜の衝撃によって、彼は「ノー・モア・ミュンヘン」の決意をさらに固くした。

このような軍拡に関する対独抑止的な持論を、外相は11月16日の閣議で次のように繰り返している。

「私は、我々が我が軍備の拡大を加速し、防空態勢の強化を推進することが大事だと考えています。そこにはドイツ内の穏健派を勇気づけ、過激派を失望させる狙いもあります。」⁴⁹⁾

そして、このような軍拡のスピードアップを可能にする具体的措置として、彼は、彼が日頃から意思の疎通を保っていたイーデンらも既に唱えていたこ

とだが、スピードアップに必要な物資と労働力の動員のための「供給省 (a Ministry of Supply)」の設置と、本土防空隊員と大陸派遣軍の増強のための「徴兵用国民登録制 (a National Register)」の導入とを強く勧めた。しかしチェンバレンはこのいずれにも強く反対した⁵⁰⁾。

外相の提言に対するこのような否定的な対応からも、首相にあっては、依然として対独抑止政策よりも対独宥和政策の重視に未練があった、即ち、水晶の夜の衝撃がいかに大きかろうと、供給省の設置や国民登録制の導入などという、対独交渉の扉を完全に閉め切ってしまうように思えるほど刺激的な対独抑止措置は取りたくないという、そのような気持ちがあったことが窺い知れよう。そのような気持ちがまもなく対独「経済」宥和への期待となって現れてくるのだが、このチェンバレンの対独経済宥和政策については、別の機会に譲り本論では扱わない。

第4章 チェンバレン対伊宥和政策への影響

第1節 水晶の夜以前の英伊関係の概観①：英伊協定の成立

ポスト・ミュンヘン期のイギリスの宥和一軍拡両輪政策の前者、即ち宥和政策のうちの対独宥和に関しては、先に見たように、チェンバレンも、水晶の夜があって、やむなく対独直接アプローチ路線の棚上げに賛成した。それでは他の枢軸国家、即ち、ムッソリーニのイタリアに対するイギリスの宥和政策は、水晶の夜によってどのような影響を受けたであろうか？その詳細を見る前に、そこに至るまでの英伊関係の展開を、「英伊協定」にまで遡って概観して置く必要がある。

「英伊協定」は、1938年4月16日に結ばれたので「イースター協定」とも呼ばれる。あるいはまた「地中海協定」とも呼ばれるように、スペインが内戦中であることを考慮して、西地中海の現状維持を再確認したものである。具体的にはこれは、フランコ側に軍事支援を続けているイタリアが、将来スペインに対して、その領土、特に地中海の島嶼の割譲や軍事基地化の承認を要求したりしないことを、イギリスに約束して、イギリスを安心させようとしたことを意味するものである。また同協定は、イタリアの「義勇軍」がスペインから撤

退してスペイン問題が解決すれば、イギリスがイタリアのエチオピア併合を法的に承認することを規定していた。即ち、イタリアの「スペイン撤兵」と「スペイン問題の解決」がこの協定の発効条件となっていたのである。そしてこの「スペイン問題の解決」の意味を、イギリス政府は、「相当規模の撤兵」、「実質的な意味のある数の撤兵」と解釈した⁵¹⁾。

このように、この協定は、イギリスが「スペイン問題の解決」の推進と引き換えに、事実上イタリアのエチオピア侵略の結果を承認するものであったが、チェンバレンがあえてそこまでして本協定を成立させた動機としては、イギリスの死活的利益にかかわる地中海を「平和の海」にすること以外に、本協定のスペイン戦争終結促進効果と、その結果としての仏伊関係改善効果への期待があった。

さらにもう一つの動機があった。それは「毒を以て毒を制す」の策、すなわち、ムッソリーニをしてヒトラーを牽制させ、イギリスがイタリア経由でドイツとの和解を目指すという狙いであった。

このような期待と狙いを持って成立させた協定は、チェンバレンら宥和派からは、「国際緊張の非常に明確な宥和」への重要な第一歩だと高く評価された⁵²⁾。確かに、英伊協定に託した彼らの期待と狙いとその通り実現されれば、そうも言えたであろう。しかしこの見方に異を唱えた政治家は、主に対伊政策での首相との意見の違いから1938年2月に外相の職を辞したイーデン以外にもいた。そのうちの最も有力な政治家はチャーチルであった。彼は、この協定を「鰐に餌を与えて育てる」ようなものだとして痛烈に批判していたのである⁵³⁾。

第2節 水晶の夜以前の英伊関係の概観②：英伊協定発効手続きの開始

9月30日にミュンヘン協定が成立して民主主義国と枢軸国間の和解ムードが高まると、ムッソリーニは、英伊協定の早期発効に積極的な姿勢を示し、早くも10月3日にガレアッツォ・チアーノ外相を通じてイギリス政府に対して、イタリア兵1万人をスペインから撤兵する決定をしたと正式に通知した。その際チアーノ外相はパース駐伊イギリス大使に対して、これにより英伊協定が発効すればその結果として「真の欧州デタント」が実現することになると強調し、チェンバレン首相のローマ訪問の可能性にも言及した⁵⁴⁾。

このチャーノの誘導的発言に応じて、パース卿は本国政府に対して、このイタリアの撤兵決定通知に応じてイギリス政府がムッソリーニに対して、英伊協定を発効させる用意のあることを通知すれば、ムッソリーニは「欧州デタントと紛争解決全般」のために尽力することになるだろうと、希望的な観測を示して、1万人の撤兵というこのタイミングでの協定発効を強く勧めた。それと同時に大使は、この時チャーノから与えられた暗示を彼なりに解釈して、もし我々に発効の意志がなければ、「ムッソリーニは、ドイツとの明確な軍事同盟が彼の心の内奥に秘められた願いに反していても、あるいはまたそれがイタリア国内で不人気な選択になろうとも、この軍事同盟を締結することになろう」と、悲観的な展開予測をも書き加えた⁵⁵⁾

パースのこの不吉な予想は、チェンバレン＝ハリファックス・コンビに影響を与えたと思われる。というのは、このころイギリス政府には、日独伊の間に独伊枢軸を軍事同盟化して、これに日本も加わるというリップントロップ外相主導の日独伊三国同盟の動きがあるという情報が入っていたからである⁵⁶⁾。このような動きが背景にあったので、チェンバレン＝ハリファックス・コンビは、ムッソリーニがヒトラーの完全な虜にならないようにする方策、即ち、枢軸の同盟化阻止策という側面からも、現下の英伊協定発効問題を真剣に考慮する必要があったのである。

イギリス政府の考慮中にもイタリア政府は動き続けた。同月9日にはこのスペイン撤兵の決定を公表した。15日には実際にイタリア兵1万人がスペインを出発して、20日にナポリ港に帰着した。

ムッソリーニのこの驚くべき早業による1万人の撤兵について、イタリア側はこれを在西（スペイン）イタリア歩兵の半分に当たるとイギリス側に説明した。その通りなのだが、歩兵以外の砲兵やパイロットなどを含めると、この1万という数字は、イギリスの陸軍省の見積りでは、総数4万人の四分の一に過ぎなかった⁵⁷⁾。しかもフランコ側がイタリアからの軍事支援として最も重視していたのは、歩兵ではなくパイロットと飛行機であった。その上、イギリス政府にとっては難儀なことに、このイタリア機がこの時までスペイン近海でイギリス商船を襲撃して多大の損害を与えている真っ最中であったのである。そのためイギリス政府としては、協定発効に対する世論の支持を獲得し、かつ

議会の承認を得やすくするためにも、このパイロットと飛行機の撤収をもイタリア側に何度も要求したのであるが、イタリアはこのフランコ側に不利になる要求には頑として応じなかった⁵⁸⁾。

それにもかかわらず、ポスト・ミュンヘン期の対伊宥和による欧州一般宥和の活性化をはかりたいチェンバレン内閣は、「拙速を尊ぶべし」と言わんばかりに、本協定の発効を急ぎ、一応、この1万人の撤兵の完了に満足することにして、10月26日に英伊協定発効承認手続きに入ることを決定した。そして11月2日、チェンバレン首相は議会に11月16日を発効日とする政府案承認動議を提起した。ムッソリーニの撤兵の早業に即応したチェンバレンの電光石火の早業であった。

第3節 水晶の夜以前の英伊関係の概観③：英伊協定発効をめぐる英下院論争

11月2日の下院で英伊協定発効承認を提案した理由として、チェンバレン首相が展開した論理は、今回のイタリア歩兵1万人の撤退は、「実質的な意味のある数」の撤兵であり、かつ、今や「スペインが欧州平和の脅威でなくなった」と見なすことができる、よって、英伊協定の発効条件たる「スペイン問題の解決」という条件は充足された、というものであった。そして、彼は、この英伊協定の発効がもたらす利益について、協定発効はイギリスによる「イタリアのエチオピアへの主権の法的承認」を意味するが、この対伊譲歩によって得られる利益は大きい、それは「欧州平和への重要な前進」という利益だと、協定の発効には譲歩に見合うどころか、それ以上に大きな見返りがあることを強調した。

これに対して野党労働党の党首代理グリーンウッドは、1万人の撤兵というその数は在西イタリア兵の総数と比べれば「無意味な数」であり、しかもその兵士たちは「戦争に倦み疲れ、負傷し、療養中の歩兵」だ、そんな「見かけの撤兵」が「欧州永遠平和の見込み」を変えるものではありえない、と反駁し、加えて、チェンバレンの対伊譲歩の見返りとしての利益は大きいという発言についても、これを当て擦って次のように言った。

「首相は友情にふさわしくない人たちに友情を求める奇妙な天才をお持ち

だ。そしていつも彼らの要求に譲歩する気になり、彼らから譲歩をもぎ取ることが決しておできないならないのだ。」

反対したのは野党議員だけではなかった。保守党反主流派で対伊強硬論者のイーデンも強く反対した。彼は、次のように、チェンバレン首相の提案理由の論理と対照的な反対の論理を展開した。即ち、「スペイン問題の解決」は「内戦の終結」か、少なくとも「外国の介入の終結」でなければならない、しかし現状は、内戦の終結はおろか、外国の介入の停止さえまだ十分に達成されたとはいえない、故にスペイン問題は未解決のままである、従って、政府が示した「スペイン問題の解決」という英伊協定の発効条件は、まだ充足されていない、と。

このイーデンの反対論に対しては、政府側は巧妙に「スペイン問題の解決」についての「解釈の違い」で押し切った。即ち、チェンバレン首相の代理として、この日下院での質問に答えていたリチャード・A・バトラー外務政務次官は、イーデンの詰問を次のように言葉巧みに言い抜けたのであった。

「イーデン議員はスペイン問題の解決につき議員ご自身の定義を提示されましたが、……私は議員の定義は首相がお考えの定義ではないと言わざるを得ません。……議員の定義は本心から出た誠実なものであると存じますが、議員には、私たちの定義も同じように誠実なものだということをご理解していただき、この定義の点に関しましては、見解の相違ということでご了承いただければと存じます。」

こうして採決の結果、賛成 345 対反対 138 の圧倒的多数で、政府の英伊協定発効案は承認された⁵⁹⁾。

以上のように見て来ると、結局、チェンバレン＝ハリファックス・コンビは、1万という数やその質やその意味合いよりも、とにかくイタリア政府が撤兵を実行したということ、ムッソリーニの「誠意」の表れと見なして、これを口実に、エチオピア問題、スペイン問題という英伊関係と仏伊関係の喉に刺さっている小骨を抜くことが、ポスト・ミュンヘン期の対独・対伊宥和政策の加速に極めて大事だと判断した。即ちこれは、既に「大勢」の決したエチオピアとスペインという「過去」にいつまでも拘泥して独伊との宥和推進のチャンスを逸するよりも、今や現実主義的な「未来志向」で欧州一般平和に資する対伊宥和を推進する秋だという、そういう判断であったと言えよう。この判断から彼

らは議会で「数」に物を言わせて、一理も二理もある反対論を押し切った。

英伊協定発効承認日の11月2日は水晶の夜の1週間前、そして、その発効日の11月16日は水晶の夜の1週間後であった。

第4節 対伊宥和政策の狙い①：対独抑止的側面

水晶の夜のために、チェンバレン＝ハリファックス・コンビは、直接的な対独宥和的アプローチの開始は棚上げにせざるを得ないと判断したが、対伊宥和政策については、英伊協定の発効をバネに今まで以上に強力に推進する必要があると考えた。このように両者が宥和的対伊アプローチを重視した理由は、彼らがムッソリーニを通じてヒトラーを抑える必要性が水晶の夜のためにより高まったと判断したからである。水晶の夜の前から既に彼らは、ミュンヘン後のドイツが彼らの期待に反して攻撃的になり始めているという懸念を持っていた。ドイツのこの攻撃的傾向が、彼らは、水晶の夜によって、今後さらに強まると感じざるを得なくなった。そこで彼らは、英伊協定の発効という、イタリアへの好意的な対応で以て、独伊枢軸の弱い方の端に働きかけて、これを英仏側に誘引する、そうすることによって独伊枢軸関係を切断とはいかなくてもこれを弱体化する、そうすればヒトラーの暴発を抑えることもできようと、そう考えたのである。

この対伊宥和による独伊枢軸の弱体化、独伊枢軸弱体化による対独抑止、対独抑止による欧州平和へという英伊協定発効の狙いについて、チェンバレン宥和政策の忠実な支持者である或る下院議員は、水晶の夜の一週間前に当る11月2日の議会で、既に次のような言い方をしていた。

「私たちはイタリアをドイツから引き離すべきだとは、私は申しません。しかし、私は、欧州の平和はイタリアとイギリスの正しい関係にかかっていると申し上げたい。私たちはイタリアをドイツの懐へ投げ入れるようなことはしないようにしようではありませんか。私の固く信じるところですが、独伊間の結合を今以上に緊密なものとして固定化するようなことになれば、それは戦争の機会を増やすことになるのです。」⁶⁰⁾

チェンバレン自身は、この英伊協定発効に向けた対伊宥和による対独抑止という狙いと、その実現の手順とについて、水晶の夜後の11月14日の内閣外交

政策委員会で、次のように語っている。即ち、二日後の16日に予定されている英伊協定発効の後に、自分は1月にイタリアを訪問して、そこでムッソリーニと「ハート・ツー・ハート」の首脳会談を行いたいと考えているのだが、その狙いは、ムッソリーニを「ドイツの捕獲網」から抜け出るのを助けてやってイギリス側に引き寄せ、そうすることによってヒトラーの「狂犬的」行為を防止することだ、と⁶¹⁾。

第5節 対伊宥和政策の狙い②：対独宥和的側面

チェンバレンの英伊首脳ローマ会談構想には、上のような間接的対独抑止の狙いだけでなく、同時にまた間接的対独宥和の狙いもあった。水晶の夜によってイギリス政府は宥和政策に関して、少なくとも暫くの間は、対独正面突破作戦が不可能になった。だが、まだ「対独宥和を通じて欧州一般平和へ」という構想を諦めていないチェンバレンは、そこで、その最終目標としての欧州一般平和に至る道筋として、「従」たるムッソリーニ経由で「主」たるヒトラーに至る迂回路を選ぼうとした⁶²⁾、これを東洋流に言い換えれば、即ち、彼は「將を射んとする者はまず馬を射よ」の教訓にならおうとしたのである。

チェンバレンは、首相として彼自らが1月にイタリアに赴き、ローマでの「ハート・ツー・ハート」の首脳会談を通じてヒトラーの盟友ムッソリーニとの個人的信頼関係を構築するという構想を抱いたわけだが、11月30日の閣議で、彼はその構想の持つ特別の価値について次のように語っている。

「私は、イタリア訪問は多分価値のあるものとなると思っています。ムッソリーニ氏と個人的に接触できる関係を築いておくのは有益なことだと思っています。将来、ある状況下でイタリアが採るべき行動について、二人で今よりも幾分かはもとと信頼し合って話し合えるようになるだろうと期待しているのです。」⁶³⁾ (下点は関が付加)

チェンバレンには「ミュンヘンよ、もう一度」という期待があった。即ち、ミュンヘン会談への道がムッソリーニ経由で開けたという彼の成功体験から、彼は「第二のミュンヘン危機」到来に備えて、その時にはまたムッソリーニに対ヒトラー宥和のために一肌脱いでもらえるような、そのような親密な個人的信頼関係を、英伊協定の発効を奇貨として自分とムッソリーニの間に今から築いて

置こうしたのである。

このように、元来過剰なほどの自信家で、非常な個人外交好みのチェンバレンは、ポスト・ミュンヘン期のヒトラーの反英キャンペーン中、特に水晶の夜以後においては、今暫らくヒトラーが駄目ならばムッソリーニがいるという発想であった、即ち、彼は、独裁者との個人的信頼関係を土台に欧州宥和を実現しようという従来の展望の大本を崩さずにいた。そしてこの展望下での彼の「苦しき時のムッソリーニ頼み」は、水晶の夜以前よりもその様相を濃くして行ったのである。

「むすび」に代えて：チェンバレンとムッソリーニ

「一時間か二時間、ムッソと差して話せば、それは対独対話計画を作るのに、並外れた価値のあるものになるかもしれない。」（議会から英伊協定発効の承認が得られた4日後の1938年11月6日、ネヴィル・チェンバレン）⁶⁴⁾

「パースが1月第二週のチェンバレン、ハリファックスのローマ公式訪問を話題にのぼした。ドゥーチェは最初はこれをいやがった。しかし私がこの訪問の心理的価値を強調して、彼もようやくこの訪問に同意した。」（英伊協定が発効した1938年11月16日、ガレアッツォ・チアーノ）⁶⁵⁾

(1) ムッソリーニ頼みのチェンバレン

アンドレ・フランソワ・ボンセ駐独フランス大使は「ムッソリーニはいわばヒトラーへの鍵だ」と言ったが⁶⁶⁾、チェンバレンも、ミュンヘン会談以来、ムッソリーニに対してこれと同じようなイメージを抱き続けていた。

ミュンヘン会談の三日後にあたる10月3日の下院で、チェンバレンは、「ミュンヘンの平和」へのムッソリーニの貢献について、次のように高く評価している。

「ムッソリーニ氏に関しては、その貢献は顕著であったことは確かです、恐らくは決定的なものであったでしょう。……平和的解決への貢献に尽くされたイタリア政府の首相のご労苦に対して、欧州と世界は首相に感謝する理由があると私は思うのです。」⁶⁷⁾

さらに一月後の11月2日に下院で英伊協定発効の承認を求めた際にも、再度チェンバレンは、ムッソリーニに関して次のように述べている。

「ムッソリーニ氏は、私の要請に応じて、ヒトラー氏に話合いの時間を与えるために氏への影響力を行使してくれました。そしてその話合いの結果がミュンヘン協定となったのです。即ち、ムッソリーニ氏のこの行為によって、欧州平和は救われたのです。」⁶⁸⁾

このようにヒトラーを抑制し宥和する影響力を持つのはムッソリーニだけだというチェンバレンの確信は、ムッソリーニがミュンヘン会談の実現とミュンヘン協定の成立に余人を以て代えがたい貢献をしたと彼が見なしたときから、彼の固定観念と化した。1939年9月にドイツのポーランド侵攻によって欧州平和が破裂するが、その二か月足らず前の7月の時点でも、彼はまだ、ムッソリーニへの思いを、エドワール・ダラディエ仏首相に対して、次のように語っていた。

「私は、ムッソリーニがヒトラーに現在の平和を守るように影響力を行使できる唯一の人だと感じています。」⁶⁹⁾

このように「苦しき時のムッソリーニ頼み」という観念は、ミュンヘン会談以来チェンバレンの脳に条件反射として組み込まれていた。これが、特に水晶の夜の夜には、危機に瀕した対宥和政策を救出、再活性化するには、自らローマに乗り込んでムッソリーニと差しで話し合うしかないという発想となって現われた。

(2) 水晶の夜と英伊協定へのムッソリーニの反応

それでは、チェンバレンからこのように彼の宥和政策の成否の鍵を握る重要人物、キーパーソンと見なされていたムッソリーニが、果してチェンバレンの期待に応えそうな人物であったのかどうか、その判断材料の一部として、彼が水晶の夜の報と英伊協定発効の報のそれぞれにどのような反応を示したかを見てみよう。

水晶の夜が明けた三日後の11月12日、チアーノがムッソリーニに会いに行くと、彼はドゥーチェがいつも以上にユダヤ人について興奮していることが分った。その興奮状態の中で、ドゥーチェはナチスによってユダヤ人に対して行われた報復を無条件で承認しただけでなく、さらに「俺がナチスの立場であっ

たらもっとやっていたらう」と強がった⁷⁰⁾。

11月16日、ムッソリーニだけでなくチェンバレンも待ち望んでいた英伊協定が発効した。チャーノがこれをムッソリーニに報告すると、ムッソリーニは、その結果に、「これはみな非常に重要なことだ」と満足の意を表しつつも、

「しかし我々の政策には変更はない。欧州での枢軸は依然として基本にとどまる。地中海では可能なかぎりイギリスと協調して行こう。フランスは局外のままだ。フランスに対する我々の諸要求は今確定した。」⁷¹⁾ (下点は関が付加)

と付け加えた。

(3) 英伊協定に見た同床異夢

先に述べたように、チェンバレンが英伊協定にかけた期待の一つは、これによる独伊枢軸の弱体化であったが、協定発効の日ムッソリーニがチャーノに発した上の言葉を表面通りに受け取ると、彼には独伊枢軸を英仏のために弱体化させる気は毛頭なかった。それどころかムッソリーニが対英関係改善を望んだ狙いの一つは、英仏関係の分断とはいかなくてもその弱体化であった。ムッソリーニが英伊協定発効のその日にチャーノに、「フランスに対する我々の諸要求は今確定した」と告げたことから、英仏関係の弱体化によってイタリアが強い立場からフランスに対して諸要求を突き付けられるようにすることに、彼の狙いがあったと推定できよう。この推定の正しさは、11月30日のイタリア議会で傍聴人たちから、突如、澎湃として沸き起こった「チュニス、コルシカ、ニース」という、対仏領土割譲を要求する「自然発生的」という名の「官製」シュプレヒコールによって証明されることになる。

またムッソリーニのこの日、11月16日の言葉は、英伊協定発効の結果としての地中海での英伊協調についても、「可能なかぎり」という条件付きであったが、それは、無言の前提として、チャーノのペット・アイデアであるアルバニア併合にイギリスの関与は許さないということの意味していた。そう言えるのは、この二日前にムッソリーニはチャーノに「来春に向けてアルバニア計画を進めよ」とのゴー・サインを出していたからである⁷²⁾。

このアルバニア併合計画は、イタリアがアルバニアを足掛かりとして、ユーゴスラヴィアとギリシアへと膨張して、アドリア海と東地中海を「イタリアの

海」にして、次にスエズ運河からインド洋に出るという、ムッソリーニの「海洋への行進」構想の一環でもあった。「イタリア版『生存圏』建設」構想とも称されるこの構想は、このように、大英帝国の死活的權益にかかわる「インドへの途」を脅かすものであったが故に、当然、対英仏戦争を前提として練られたものであった⁷³⁾。つまるところ、チェンバレンとムッソリーニが英伊協定に託した思いは、前者の「欧州一般平和」と後者の「対英仏戦争による海洋進出」という同床異夢であったといえよう。

(4) 誤った人物判断

かく述べ来たことから今、一つの結論を引き出すとすれば、それは、チェンバレンが独裁者ヒトラーを「約束を守る、信頼できる男」⁷⁴⁾だとその人物判断を誤っただけでなく、独裁者ムッソリーニについても「ヒトラーに影響力を持った頼れる男」だと、その人物判断を誤ったということになるろう、そして、この二重の誤った人物判断が彼の宥和政策を空回りさせた大きな原因の一つだということになるろう。水晶の夜の後も、チェンバレンは、このような地中海支配の夢を抱いている人物と、英伊「地中海」協定という同床で、「対伊宥和→対独宥和→欧州一般平和」の夢を見ていたのである。

水晶の夜の後の彼がその夢の実現の第一歩と見なして重視していた、1939年1月のチェンバレン＝ムッソリーニ・ローマ首脳会談の結果と、その後の英伊関係の展開についての追跡と考察は、また別の機会に譲りたい。(2021年3月31日脱稿)

1) Roy Douglas, 'Chamberlain and Appeasement' in Wolfgang J. Mommsen and Lothar Kettenacker (eds), *The Fascist Challenge and the Policy of Appeasement* (George Allen & Unwin, 1983), p.87.

このロイ・ダグラスの言葉を本論の冒頭に掲げたのは、彼のこの見方が、「ミュンヘン」をもたらした「宥和政策」と、ミュンヘンの後に続いた「水晶の夜」と「チェコスロヴァキア解体」との代表的な関連づけ方だからである。但し、1939年3月15日 (The Ides of March) のドイツによるチェコスロヴァキア解体によって、チェンバレンの宥和政策が「完全に」破壊されたかどうかは、検証の余地のある結論である。しかしながらそれでも、この解体によってチェンバレンの宥和政策は、少なくとも「劇的に」と言っていほどに変質した、そして、そのような変質を惹起する重要な下地の一つとなっていたのが「水晶の夜」である。これが、「宥和政策」と「水晶の夜」

と「チェコスロヴァキア解体」との関連づけ方に関する、現在の筆者の仮説的な見立てである。

- 2) Robert Self (ed.), *The Neville Chamberlain Diary Letters, Volume Four, The Downing Street Years, 1934-1940* (Ashgate, 2005), p.363.
- 3) Galeazzo Ciano, *Ciano's Diary 1937-1938*, translated by Andreas Mayor (Methuen & Co., 1952), p.193.
- 4) チェンバレンの対伊宥和政策には、欧州局面への考慮に加えて、東亜局面への考慮もあった。この当時のイギリスの極東戦略は、極東における危急の際には、在欧英艦隊をシンガポールに緊急派遣するというものであったが、この極東戦略は地中海戦略と不可分の関係にあった。即ち、欧州局面において英独関係に加えて英伊関係が緊張状態にある場合には、極東の危機が勃発しても、イギリスは地中海を「裸にして」まで英艦隊を極東に派遣するわけにはいかなかった。この点に関して、チェコスロヴァキア解体5日後のことだが、ハリファックス外相付秘書官のオリヴァー・ハーヴェイは、その日記で、「イタリアが明らかに我々に敵対的であったり、あるいは疑わしかったりする間は、価値のある兵力は地中海での防衛のために釘付けにされたままになるので、我々は極東に船を送り出すこともできなければ、スエズ運河やエジプトについても安心していられない」と述べている。このように、「帝国の過剰拡大」のため、最早大英帝国には対独・対伊・対日同時三面戦争に対処する能力はなかった。このことはイギリス軍部も政治家もよく自覚していた。そしてこのころの東亜情勢はというと、イギリスを対象とした日独伊三国同盟交渉が行われているという情報が頻々としてイギリス政府の下に入っており、リップントロップが日独伊三国同盟案を携帯してローマに到着したのは、まさに英閣議が英伊協定発効手続きの開始を承認したその日、即ち10月26日のことであった。このようなイギリスにとって警戒すべき日独伊間の同盟交渉の進捗状況に加えて、このころ既に勃発から1年数ヶ月経過していた日中戦争が、イギリスにとって危機的といえるほどに拡大していた。漢口作戦と華南作戦を同時進行させていた日本の支那派遣軍は、イギリスの在支権益が集中する揚子江流域に達し、さらに東南アジアへと南進する勢いさえ示していた。即ち、日本軍は1938年10月21日に広東を落とし、10月27日には武漢三鎮を制したのである。このように、水晶の夜によって欧州局面において英独関係が急激に悪化していたころには、ほぼ同時並行的に東亜局面においても、日英関係の緊張が急増していた。このような状況下において、チェンバレンが前のめりにと見えるほど積極的な対伊宥和的アプローチを試みた動機には、本論の主題である対欧州考慮のみならず、本論では割愛せざるを得なかったが、英伊「地中海」協定をバネに対伊宥和を推進することによって既定の極東戦略の実行可能性を高めたいという、対東亜考慮も含まれていたのである。

以上、このチェンバレン対伊宥和政策の東亜的要素に関するコメントを、「注」として補記するに当たって、主に参考にした文献は、次の四点である。Wm Roger Louis, 'The Road to Singapore: British Imperialism in the Far East, 1932-42' in Wolfgang J. Mommsen and Lothar Kettenacker (eds), *The Fascist Challenge and the Policy of Appeasement*, pp.370-5; Zara Steiner, *The Triumph of the Dark: European International History 1933-1939* (Oxford University Press, 2013), p.694; Donald Cameron Watt, *How War Came - The Immediate Origins of the Second World War, 1938-9* (Pimlico, 2001), p.86; *The Diplomatic Diaries of Oliver Harvey 1937-1940*, edited by John Harvey (Collins, 1970), p.265.

- 5) 本節「在仏ドイツ大使館員暗殺未遂事件」と第4節・第5節「11月9日深夜からのポグロム①・②」は、下に列挙した資料を参考にして、筆者がまとめたものである。これに詳細な「注」を付ければ余りにも複雑なものになるので、詳細な「注」よりも読みやすさを優先させて、本文中での「注」は必要最小限にとどめた。この点につき

了承されたい。

主な参考資料：H-J・デッシャー著・小岸昭訳『水晶の夜ーナチ第三帝国におけるユダヤ人迫害』（人文書院、1990年）、Ian Kershaw, *Hitler 1936-45: Nemesis* (Penguin Books, 2001), pp.128-30, pp.136-143, pp.148-51; 赤松祐之『昭和十三年の国際情勢』（日本国際協会、1939年）567ページ、ジョン・ワイツ著・久保田誠一訳『ヒトラーの外交官：リップントロップは、なぜ悪魔に使えたのか』（サイマル出版会、1995年）196-7ページ、William Shirer, *The Rise and Fall of the Third Reich* (Simon & Shuster, 2011), pp.430-7; Max Domarus, *Hitler, Speeches and Proclamations, 1932-1945, The Chronicle of Dictatorship, Volume II 1935-1938* (Domarus Verlag, 1992), pp.1242-3; Jean Edward Smith, *FDR*, (Random House Trade Paperbacks, 2007), p.426; *Documents on British Foreign Policy, 1919-39, 3rd series, Volume III* (His Majesty's Stationary Office, 1950), pp.261, 275. 以下DBFP-IIIと略して表記する、*Documents on German Foreign Policy, 1918-45, Series D, Volume V* (Her Majesty's Stationary Office, 1953), pp.118. 以下、DGFP-Vと略して表記する。

- 6) デッシャー『水晶の夜』、88-9ページ。
- 7) 同上、220-1ページ。
- 8) DBFP-III, pp.261, 275.
- 9) Kershaw, *Hitler 1936-45: Nemesis*, p.137.
- 10) *Ibid.*, p.127.
- 11) 以下、このヒトラーのミュンヘン演説からの引用は、次の史料に依拠した。
Domarus, *Hitler, Speeches and Proclamations, 1932-1945, Volume II 1935-1938*, pp.1235-9.
- 12) ヒトラーのザールブリュッケン演説については、*Ibid.*, pp.1221-4に拠った。
- 13) Kershaw, *Hitler 1936-45: Nemesis*, p.138.
- 14) *Ibid.*, p.138.
- 15) ワイツ『ヒトラーの外交官』、197ページ。
- 16) デッシャー『水晶の夜』、174ページ。
- 17) 同上、190ページ。
- 18) 同上、114ページ。
- 19) *Documents on German Foreign Policy, 1918-45, Series D, Volume IV* (Her Majesty's Stationary Office, 1953), pp.639-40. 以下、DGFP-IVと略して表記する。
- 20) *Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers, 1938, Volume II* (United States Government Printing Office, 1955), pp.396-7. 以下、FRUS-IIと略して表記する。
- 21) *The Diplomatic Diaries of Oliver Harvey 1937-1940*, edited by J. Harvey, p.219.
- 22) FRUS-II, pp.396-7.
- 23) Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull, VI, Part Two*, (Kissinger Publishing, 2013), p.599.
- 24) Steiner, *The Triumph of the Dark*, pp.15-6.
- 25) DGFP-IV, p.640.
- 26) *Ibid.*, p.664.
- 27) Paul Kennedy and Talbot Imlay, 'Appeasement', *The Origins of the Second World War Reconsidered*, edited by Gordon Martel (Routledge, 2006), p.122.
- 28) John W. Wheeler-Bennet, *Munich: Prologue To Tragedy* (The Viking Press, 1965), p.298; Gerhard L. Weinberg, *Hitler's Foreign Policy 1933-1939 - The Road to World War II* (Enigma Books, 2010), p.678.
- 29) DBFP-III, p.272.

- 30) *Ibid.*, p.268.
- 31) UK Data Archive Study Number 2037-British Institute of Public Opinion Polls, 1938. なお、回答の数字については、小数点以下二桁を四捨五入した。11月調査の数字が101%となっているのはそのためである。
- 32) Franklin R. Gannon, *The British Press and Germany 1936-1939* (Oxford University Press, 1971), p.205.
- 33) *DGFP-IV*, p.640.
- 34) *DBFP-III*, p.277.
- 35) *The Diplomatic Diaries of Oliver Harvey 1937-1940*, edited by J. Harvey, p.218.
- 36) *The Neville Chamberlain Diary Letters, Volume Four*, edited by Robert Self, p.363.
- 37) Andrew Roberts, 'The Holy Fox' - *A Biography of Lord Halifax* (Weidenfeld and Nicolson, 1991), p.129; Weinberg, *Hitler's Foreign Policy 1933-1939*, p.682.
- 38) 「チェンバレン=ヒトラー共同宣言」については、関静雄『ミュンヘン会談への道—ヒトラー対チェンバレン 外交対決30日の記録』(ミネルヴァ書房、2017年)、507-10ページを参照せよ。
- 39) Hansard(『英議会議事録(下院)』)、1938年11月1日と11月2日。以下、Hansard(下院)と略して表記する。
- 40) *The Diplomatic Diaries of Oliver Harvey 1937-1940*, edited by J. Harvey, p.220.
- 41) Hansard(下院)、1938年11月14日。
- 42) Alexander Werth, *France and Munich before and after the Surrender* (Harper and Brothers, 1939), pp.360-1.
- 43) Hansard(下院)、1938年11月14日。
- 44) CAB23/96/7(『英内閣の議事録と決定』)、1938年11月16日。以下CAB23と略して表記する。
- 45) Shirer, *The Rise and Fall of the Third Reich*, p.435.
- 46) Keith Feiling, *The Life of Neville Chamberlain* (Macmillan, 1946), p.388; Wesley K. Wark, *The Ultimate Enemy - British Intelligence and Nazi Germany, 1933-1939* (Cornel Paperbacks, 2010), p.70; CAB/23/95/12、1938年10月3日。
- 47) 詳しくは、前掲の関静雄『ミュンヘン会談への道』、526ページを参照せよ。
- 48) The Earl of Birkenhead, Halifax, *The Life of Lord Halifax* (Hamish Hamilton, 1965), p.414; *The Diplomatic Diaries of Oliver Harvey 1937-1940*, edited by J. Harvey, p.208.
- 49) CAB23/96/7、1938年11月16日。
- 50) *The Diplomatic Diaries of Oliver Harvey 1937-1940*, edited by J. Harvey, p.220.
- 51) 赤松祐之『昭和十三年の国際情勢』、535ページ、*DBFP-III*, p.312.
- 52) Robert Self, *Neville Chamberlain - A Biography* (Ashgate, 2006), p.297-8.
- 53) Smith, *FDR*, p.424.
- 54) *DBFP-III*, p.321.
- 55) *Ibid.*, pp.322-3.
- 56) *DBFP-VIII*, p.115.
- 57) *DBFP-III*, p.315.
- 58) 1938年10月4日の『チアエーノ日記』(Ciano, *Ciano's Diary 1937-1938*, p.173.)、10月5日と8日の『ハーヴェイ日記』(*The Diplomatic Diaries of Oliver Harvey 1937-1940*, edited by J. Harvey, pp.209, 210.)、*DBFP-III*, pp. 326, 327, 329, 340.
- 59) Hansard(下院)、1938年11月2日。
- 60) *Ibid.*, 1938年11月2日。
- 61) Self, *Neville Chamberlain*, p.342.

-
- 62) Weinberg, *Hitler's Foreign Policy 1933-1939*, p.678; Watt, *How War Came*, pp.89-90.
- 63) CAB23/96/9、1938年11月30日。
- 64) *The Neville Chamberlain Diary Letters, Volume Four*, edited by Robert Self, p.361.
なお念のために言い添えておくと、引用文中の「ムッソ」とは、チェンバレンたちが私的に使っていたムッソリーニの略称である。
- 65) Ciano, *Ciano's Diary 1937-1938*, p.195.
- 66) *DBFP-III*, p.620.
- 67) Hansard(下院)、1938年10月3日。
- 68) *Ibid.*, 1938年11月2日。
- 69) *DBFP-IV*, p.351.
- 70) Ciano, *Ciano's Diary 1937-1938*, p.193.
- 71) *Ibid.*, p.195.
- 72) *Ibid.*, p.194.
- 73) Ian Kershaw, *Fateful Choices: Ten Decisions that Changed the World, 1940-1941* (Penguin Books, 2008), p.135; C.J. Lowe and F. Marzari, *Italian foreign policy, 1870-1940* (Routledge, 2002), p.316.
- 74) Self, *Neville Chamberlain*, p.348.